地区計画の区域内における行為の事前相談書

年 月 日 (あて先)東大阪市 建築部市街地整備課長													
者	住 所 相談者 氏 名 (連絡先) 都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づく次の行為の届出にあたり、事前相談いたします。												
	届出に係る行為 届出に係る行為 「① ①土地の区画形質の変更 ②建築物等の用途の変更 ① ④建築物等の形態又は意匠の変更 ② ⑤木竹の伐採 ② ⑥土石・廃棄物又は再生資源の堆積 記												
1	行為の場所東大阪市								(地	区名:)	
2	行為の着手予定日				年	月	В						
3	行為の完了予定日				年	月	В						
	①土地の区画形質の変更				区域の	面積						m²	
	②建築物の建築又は工作物の建設	(1)行為の種別 (建築物の建築 ・ 工作物の建設) (新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 移転)											
		①設計の概要			届	出 部	分	届出以	外の部分	合		計	
			(i)敷地面積 	i)敷地面積			_					m²	
			(ii)建築又は建設面積				m [°]		m²			m²	
4 設計又は施行方法			(iii)延べ面積		,		m²	,	m²	(m [*]	
			 (iv)敷地の地盤面	(m²)	(vii)緑化於	<u></u>	(m²)		
			()=+			m	m [†]						
			(v)高さ 地盤面か	5			m	(viii)用途					
			(vi) 居室の床	6		m	(ix)垣又はる	さくの構造					
法 	③建築物等の用途の変更				m (1)変更部分の延べ面 積 (D)変更前の用途			更前の用途	(ハ)変更後の用途				
							m²						
	④建築物等の形態又は意匠の変更				変更の	内容							
	⑤木竹の伐採				伐採面積 m [*]								
⑥土石・廃棄物又は再生資源の堆					物件の堆積を行う土地の面積物件の種類								
積					m ²								

- 1 相談者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 日本版目が近久である場合にあいて変更が分に以上あるときは、各部分でとした記載すること。

 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分でとした記載すること。

 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。

 (1)当該建築物の建築については、②(1)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行 われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2)当該建築物の用途の変更については、②(0)(i)敷地面積の合計欄及び②(0)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供 する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。

- 9 る部方の近代国債のの目制制 についても記載9 ること 同一の土地の区域内について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の相談書によることができる。 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さ、地区整備計画において定められた基準からの高さとすること。 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。 8 (6)物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の具体的内容を記載すること。

建築確認申請の有無(建基法第6条第1項)	有	•	無
開発行為の許可(事前相談書の調査結果の添付)	有	•	無
公益上必要な事業の実施に係る行為(国交省令第43条の7)	該当()• 不該当